

## 令和7年度「いこま産学官アクセラレーションプログラム」実施業務 委託仕様書

### 1 業務名

令和7年度「いこま産学官アクセラレーションプログラム」実施業務(以下「本業務」という。)

### 2 目的

本業務は、スタートアップ※<sup>1</sup> エコシステム※<sup>2</sup> を構築するための事業の一環として、本市に立地する国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「奈良先端大」という。)の研究者・学生が有する研究シーズ※<sup>3</sup> をベースに事業化支援を行うとともに、奈良先端大の研究シーズ及びこれを生かした本市の事業化支援の取組について広く周知する。また、本市に拠点を置くスタートアップを創出すること、そしてそれらを活用して本市の地域課題解決を図る施策への足掛かりとなることを目的とする。

(注釈)

※<sup>1</sup> 新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し、急成長を目指す新しい企業(引用元：経済産業省)

※<sup>2</sup> ビジネスの「生態系」であり、企業や顧客をはじめとする多数の要素が集結し、分業と協業による共存共栄の関係を指す。(引用元：総務省)

※<sup>3</sup> 商品やサービス開発の基盤になる素材や技術、ノウハウのこと

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

### 4 業務内容

研究シーズを有する奈良先端大の研究者・学生を対象とし、創業経験者等の専門家によるメンタリングの機会を設け、ビジネスプランのブラッシュアップを図るとともに、資金提供者や事業連携先等に対する効果的な事業PRの手法等の習得を支援する。

併せて、本委託業務の参加対象者に対する事業説明会、支援の成果を披露する成果発表会を開催し、各種支援機関等との出会い・交流を促進し、新たなイノベーションの創出や新たなビジネスパートナーの獲得、参加対象者のネットワーク拡大等を図る。

## (1) アクセラレーションプログラムの実施

### ① 募集周知

参加希望者へのプログラム内容の周知を実施すること。

### ② 支援方法

研究シーズ3件程度に対し、6ヶ月間程度、事業化の推進を支援するプログラムを実施すること。支援プログラムの内容は、次の③のとおりとし、支援対象者それぞれの状況に合わせて適切な支援を行うこと。

なお、支援対象者については、事業目的の観点及び支援効果の観点から、本市及び奈良先端大と共に協議の上で抽出するものとする。

また、支援対象者が決定した段階で、支援計画を策定すること。

### ③ 具体的なプログラム業務内容

#### ア 専門家によるメンタリング

##### i 事業構築に係る内容

例：市場調査、技術評価、プロダクト開発、ビジネスプラン策定、ビジネス立上げ、プレゼンテーション力向上支援など

##### ii 組織経営に係る内容

例：組織構築、人材確保、資金計画、法務、知財など

#### イ 企業等との連携仲介

##### i 参考となる事例実践者やスタートアップ関係者へのヒアリング機会の提供

例：起業経験者、事業経営経験者、民間企業の新規事業開発責任者、ベンチャーキャピタル関係者など

##### ii 地元企業等との連携策に向けたマッチング

例：試作品製作、製品・サービスのブラッシュアップのための機会創出、本市での実証事業など

##### iii 資金調達支援、その他

例：各種金融機関への紹介、起業コミュニティやピッチイベント等への参加誘導など

## (2) 成果発表会の開催

### ① 概要

本業務の実施期間中、支援対象者の研究シーズの事業化案に対する成果発表会を1回以上開催し、これまでの取組や進捗などを共有するとともに、その後のプログラムの円滑な実施やさらなる支援につなげること。

### ② 具体的な業務内容

ア 支援対象者との協業意欲を有する事業連携先や、資金提供者などを聴講者として参加いただくための広報及び集客。

イ 当日の企画・運營業務全般。

ウ スタートアップ支援人材が集中する首都圏を意識したオンライン配信。

（発注者が管理する施設で実施する場合は、オンライン配信の機材は発注者が用意する。）

### （３）市内外への情報発信

#### ① 概要

本業務の実施状況について逐次情報発信し、支援対象者のプロモーションや奈良先端大の研究者や学生を始めとして本市における起業マインドの醸成につなげること。

#### ② 具体的な委託業務内容

ア 特設ランディングページによる情報発信

イ SNS 等を活用した PR

ウ マスメディア等を活用した PR

### （４）前年度支援対象者への支援

令和６年度の同プログラムでの支援対象者に対し、商談会や事業者等とのマッチング機会を創出すること。

（参照）<https://ikomacity-naist-accelerator-2024.jp/>

### （５）アンケート等の実施

本業務の支援対象者に対し、次回以降の業務改善に活かせるようにアンケートなどを実施すること。

## ５ 成果品

業務終了時には、４（１）～（５）の実施結果等について報告するとともに、業務によって得られた知見やスタートアップ支援人材とのつながり、個々の連携先との連携内容などをまとめた報告書を作成して納品すること。

なお、報告書は、本市が本業務終了後に継続してスタートアップを創出・育成を図る基礎資料となることを考慮し、本事業の効果について指標を用いて具体的に示した内容のものとすること。

上記成果品については、本市が指定する電子データ（PDF、マイクロソフト社の Word 等）を CD-R その他電子記憶媒体に保存して提出すること。

## ６ その他留意事項

（１）受注者は、本仕様書及び本委託契約に基づき、発注者と綿密に連絡を取り、その指

示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

- (2) 本委託契約等に関する協議や各種打ち合わせに要する経費は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (4) この業務に関して収集された情報及び著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。